

静岡県最低制限価格制度実施要領の運用

【改定箇所 新旧対照表】

令和元年 6 月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">静岡県最低制限価格制度実施要領の運用</p> <p>第3条関係 (略)</p> <p>第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、<u>10分の7以上</u>で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)</p> <p>附 則 この運用は、平成21年4月1日から施行する。 この運用は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成22年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県最低制限価格制度実施要領の運用</p> <p>第3条関係 (略)</p> <p>第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、<u>10分の7.5以上</u>で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)</p> <p>附 則 この運用は、平成21年4月1日から施行する。 この運用は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成22年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この運用は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>